

# 「戸田市スポーツ推進条例(案)」

## 意見募集期間

令和5年12月6日 から 令和6年1月4日 まで

## 概要

スポーツは、心身の健康を促し、世代を超えて人生をより豊かにし、また地域社会の活力の醸成など、幅広い分野への効果が期待されるものです。

スポーツ基本法において、スポーツは「世界共通の人類の文化」として位置づけられ、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。」という、スポーツに関わる権利を保障する考えが示されています。

本市においては、地域資源である水辺のスポーツを推進するとともに、全ての市民がスポーツに参画できる社会の実現に努め、生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境を築き、スポーツの推進に関する施策を実施するため、この条例を制定します。

## 市民生活への影響

本条例では、スポーツの推進に関する市の責務を規定するとともに、市民等の役割として、スポーツ活動の主体であることを自覚し、自主的な活動を通じて培われる活力及び創意を生かし、地域のスポーツの推進及び発展に努めることを定め、スポーツ関連団体及び事業者には、スポーツの推進に関する施策に協力するよう努めることをその役割として定めています。

本条例に基づき、市は市民等、スポーツ関連団体及び事業者と協力し、「生涯スポーツの推進」、「子どもの体力向上及びスポーツ活動の充実」、「障害のある人のスポーツ活動の推進」、「高齢者のスポーツ活動の推進」、「指導者の養成」、「スポーツ施設の整備及び活用」などの施策を推進していきます。

